

## 令和 8 年度あわら市参加支援事業業務 委託仕様書

### 1 委託業務名

令和 8 年度あわら市参加支援事業業務

### 2 業務の目的

本業務は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に基づき、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある者に対し、本人や世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングや既存の社会資源への拡充等の働きかけ、社会参加に係るニーズに合った支援メニューの提示、マッチング後のフォローアップ等を行い、支援対象者本人の多様な社会参加の実現を目指すことを目的とする。

### 3 実施機関

令和 8 年度あわら市参加支援事業業務 公募型プロポーザル審査会にて選定された事業者に委託して実施する。

### 4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 5 事業内容

#### (1) 支援対象者

本市に居住する者のうち、重層的支援会議で作成された多機関協働事業プランに基づき、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性があり、本事業による支援を行うことを決定した事例のみを対象者とする。

ただし、本事業による支援を早期に行う必要がある場合には、本市の重層的支援会議による支援決定前から支援を開始しても差し支えない。

### 6 業務内容

受託者は、本業務の目的達成のため、国の定める重層的支援体制整備事業実施要綱に基づき、本市と十分に協議しながら次の業務を行う。

#### (1) 支援に先駆けて行う資源開拓・マッチング

ア 地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくり

受託者は、重層的支援会議で作成された多機関協働事業プランに

よって本事業の支援対象者が決定した場合、迅速に支援を開始できるよう、日頃から地域の産業や業界団体等の地域のプラットフォームに参画すること等を通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりづくりを行っておくこと。

#### イ 地域における福祉サービスとの連携

支援対象者本人の社会参加に係るニーズは、就労や住まいの確保等、様々なものが考えられるため、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援を行う際には、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、地域生活課題の解決に資する積極的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人のネットワークとのつながりを作っておくこと。

### (2) 支援の実施

#### ア プランの作成

受託者は、重層的支援会議で作成された多機関協働事業プランによって本事業の支援対象者が決定した場合、支援対象者本人の社会参加に係る支援ニーズに係るアセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や支援メニュー（福祉サービス事業所、企業の受入先）、目標設定、目標達成に向けて参加支援事業者等支援関係者が取り組むこと等を記載した参加支援事業プラン（様式1）（以下「プラン」という。）を作成し、重層的支援会議に諮る。

支援にあたっては、「支援記録」（様式は本市と協議して別途定める）を作成し、本市の求めに応じて提出すること。

支援メニュー（受入先）の提示にあたっては、

- ・改めて支援対象者本人に対するアセスメントを行い、支援対象者本人の社会参加に係るニーズに沿って行うこと。その際、支援対象者本人が自らの社会参加に係るニーズを認識していないことも多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行う等丁寧な関わりを行うこと。
- ・受託者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充等を諮り、多様な支援メニューを提示できるようにすること。

#### イ 支援の実施

上記アで作成したプランに基づき、支援を実施する。

支援の実施にあたっては、

- ・支援対象者本人は、自らの力のみでは、自らの社会参加に係るニーズを満たすことが困難な者であることから、支援対象者本人のペースに合わせて、受入先との関係性を構築していくこと。

- ・ 支援対象者本人に対する支援のみならず、受入先への支援も行うこと。
- ・ 支援対象者本人が、直ちに新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないため、定期的に支援対象者を訪問する等、一定期間フォローアップを行う。
- ・ 受入先において、支援対象者本人との関わり方に悩みが生じている等の場合は、その解消に努めること。また受入先に対し、支援に必要な実費相当分を謝礼として支出することも可能である。
- ・ 支援プランの変更や期間の更新をする場合は、新たに作成した支援プラン及び目標の達成状況を記載した「評価シート」（様式2）を提出すること。

#### ウ プランに基づく支援終了

支援対象者本人の社会参加に係るニーズが満たされ、社会参加に係る支援の必要性がなくなったと判断した段階で、プランに基づいた支援を終了する。

#### エ 支援終了後のモニタリング

支援終了後、支援対象者が、受入先等との関係性を継続することに困難を抱える場合も想定されるため、プランに基づく支援終了後も、必要に応じてモニタリングを行うこと。

### (3) 関係会議等への参加

本市からの要請により業務に関する各種会議等に参加すること。

## 7 実施体制

### (1) 連絡体制

本業務の実施においては、本市と常に連絡のとれる体制を基本とし、会議や打合せ、支援の実施に支障のない連絡体制を構築すること。

### (2) 人員配置

本業務に従事する者は、相談対応が可能な専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・臨床心理士・公認心理士または社会福祉主事等の資格をもつ者）で 公共機関や民間事業所等において実務経験が3年以上ある者とする。

また、常勤換算で0.3人以上配置し、その人員体制や資格、経歴等について書面（様式3）で提出すること。

## 8 その他の条件等

### (1) 委託に係る経費等

本業務に係る経費は、人件費及びその他の経費（会議及び打ち合わせにかかる経費、報告書の作成等にかかる経費等）とし、支援対象者からは徴収しないこと。

(2) 個人情報の保護

ア 本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合には、あわら市個人情報保護条例を遵守すること。

イ 委託契約期間中及び委託契約期間終了後において、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又は当該事項を本業務以外に使用してはならない。ただし、法令又は本市が認めた場合については除く。

(3) 活動状況の報告

本市に対して、当月にかかる委託業務の活動状況を書面（様式4）で翌月10日までに報告すること。なお、緊急性の高い事象が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、書面で本市に報告すること。

(4) 再委託の禁止

本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、あわら市と受託者で協議の上、決定するものとする。